

審議案件

議案第 1 号

○ 令和 5 年度北広島市地域包括支援センター運営方針（案）

令和5年度北広島市地域包括支援センター運営方針（案）

I 策定の趣旨

この北広島市地域包括支援センター運営方針は、北広島市地域包括支援センターの業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括ケアの推進に向けて取り組むべき事業の実施に係る方針について示すことを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの意義・目的

1 地域包括支援センターの設置

地域包括支援センター（以下、「高齢者支援センター※」という。）は、地域の高齢者の心身の健康維持及び生活の安定のため、その保健医療の向上及び増進を包括的に支援することを目的に設置しています。

このため、地域の関係機関等とのネットワークを構築し、市民の多様なニーズに応えることのできる地域の拠点となることを目指しています。

本市の第8期介護保険事業計画においては、市内を5つの日常生活圏域にわけていますが、当面は4か所に高齢者支援センターを設置し、その運営を社会福祉法人及び医療法人に委託することとします。

※北広島市では、地域包括支援センターを「高齢者支援センター」という名で呼称しています。

2 地域包括ケアシステムの構築

高齢化が進展し、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が増加する中、介護を必要とする高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅での生活を継続できるよう支援を充実していくことが必要です。

具体的には、高齢者のニーズに応じて介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを切れ目なく提供し、関係者が有機的に連携し、目標や情報を共有することが求められています。

のことから、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けては、介護保険によるサービスを含むフォーマルなサービスだけでは解消できない課題が多くあるため、インフォーマルなサービスや、医療と介護の連携に資する地域の情報センターとして資源の情報を集積し発信する高齢者支援センターの役割は重要です。

III 令和5年度高齢者支援センター運営の指針

高齢者の安定した生活の維持のためには、地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、高齢者や家族の意思を尊重し、市との連携により高齢者の生活全般を支援する必要があることから、次の事項について事業を推進します。

また、高齢者支援センターが地域住民のニーズを的確に把握するため、相談窓口で待つだけではなく、地域に出て住民と関わり合うことで、住民との信頼関係の構築を図り、課題の把握や高齢者の生活実態の把握につなげます。

1 地域でのネットワークの強化

高齢者支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、市、医療機関、介護サービス事業者、民生委員児童委員などとの連携、調整の窓口として、高齢者一人ひとりに合ったサービスを提供するため、ネットワークを強化します。

感染症や災害が発生した場合でも、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように、平時より市、医療機関、介護サービス事業者等と連携しながら業務継続に向けた取組の推進を図ります。

2 チームアプローチの実践

保健師（または看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種がそれぞれの職種の専門性の発揮と情報を共有し、協働して問題解決を図り、包括的に高齢者を支援します。

3 介護予防の推進

高齢者が、要支援や要介護状態にならないために、フレイル予防に着目した取組として、市の関係課と協働して生活習慣病等の重症化予防を進めつつ、高齢者の社会参加と参加意欲の向上を目指し、社会資源を活用した高齢者の居場所や活動の機会をつくることで、介護予防となるようケアマネジメントを推進します。

4 権利擁護の取組の強化

高齢者の尊厳ある生活を守るため、権利擁護の重要性はますます高まっていることから、成年後見制度の利用促進や高齢者虐待防止ネットワークの活用の強化を図ります。

5 認知症高齢者への支援の強化

認知症高齢者の増加が見込まれ、公的サービス・医療・介護だけではなく、地域全体で認知症の高齢者や家族を支援していくことが求められています。

認知症初期集中支援チームのチーム員の役割も担いながら、認知症になっ

ても、地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携を図り、地域の支え合い体制づくりを推進します。

IV 令和5年度事業計画

1 ネットワークを活かした活動の展開

(1) 地域における第2層協議体の開催

高齢者支援センターは、担当エリアの地域特性を把握し、地域の介護事業所、医療機関、民生委員児童委員などの関係者へ幅広く第2層協議体への参加を呼びかけ、生活支援サービスを中心とした地域課題についてその解決方法を模索し、活用可能な機関、団体などの社会資源を掘り起こし、地域の支え合い体制の構築を目指します。

(2) 生活支援サービスの充実・強化

高齢者の生活課題は多岐にわたり、広い範囲のニーズに対応することが求められるため、介護保険サービスでは解決できない課題は、多様な生活支援サービスを活用していくことが必要です。

《生活支援コーディネーター》を中心に、地域のニーズや社会資源の把握に努め、社会福祉協議会内の第1層生活支援コーディネーター及びボランティアセンターとも連携し、不足するサービスの創出や担い手の養成など、地域づくりを進めます。

(3) 高齢者等地域見守り事業の推進

一人暮らしなどの高齢者を見守り、安否を問うような暮らしの異変があつた際に、早期発見できるよう、高齢者等地域見守り事業の協力機関等と連携を図りながら、事業の周知と関係協力機関の拡大を図ります。

(4) 高齢者の実態把握

毎年実施している高齢者生活実態調査など、民生委員児童委員との連携のもと、高齢者の実態把握を引き続き実施するとともに、高齢者の家族に限らず、近所や自治会など地域の世話人、老人クラブなどのサークル仲間、民生委員児童委員などから地域の情報を収集することで、高齢者的心身の状況や家族の状況等について実態把握を行います。

(5) 総合相談窓口としての機能強化

地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め、必要に応じて地域包括支援センターの各業務または適切な機関と調整し、支援をつなげていきます。

高齢者やその家族は、遠慮して自ら支援を求める場合や支援を受けられ

ることを知らない場合があることから、相談を待っているのではなく、支援する側から積極的なアプローチを図ります。

相談者、相談経路、相談内容等の類型化、経年分析等を行い、当事者に係る課題を明確にし、地域における包括的な相談及び支援を推進します。

(6) 高齢者支援センターの周知活動

地域の拠点となっていくためには、まず高齢者支援センターの存在と役割を広く市民に知ってもらう必要があります。

平成18年開設以降、認知度は高まってきていますが、様々な機会を捉えて、夜間・早朝・休日の連絡窓口等も含め、周知活動を行います。

2 包括的・継続的ケアマネジメント支援

(1) 個別相談の実施

介護サービスの提供や処遇にあたり、三職種が多面的な視点でケアマネジャーからの個別相談に応じ、自立支援・重度化防止の視点で支援をしていきます。

また、支援を終結する場合は、以下のア～オに基づき、担当者個人ではなくセンターとして組織的に終結の判断を行うよう確認体制を整えます。終結の判断に迷う場合は、市の担当課に相談し判断します。

- ア 相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合
- イ 心身の状況や介護体制が安定していて、支援の必要性がないと判断された場合
- ウ 他機関に引継ぎを行い、他機関による適切な支援が確認された場合
- エ 転居、転出又は死亡した場合（転居、転出の際は、必要に応じて転居、転出先の関係機関に引継ぎを行う。）
- オ その他、複数の職員（職種）で検討し、終結が妥当と判断した場合

(2) 困難事例への対応

困難事例への対応にあたっては、高齢者支援センターが構築したネットワークを活用し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催するなど、地域の中で関係者が協議、協力して、複雑で多様な問題を解決するよう努めます。

(3) 地域ケア個別会議の開催

地域ケア個別会議においては、多職種連携による開催を通じ、自立支援・重度化防止に向けた意識の共有を図り、個別事例の課題分析等を積み重ねることにより、地域課題を抽出するよう努めます。

(4) ケアマネジャーとの連携強化

ケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、北広島市介護サービス連絡協議会の居宅部会の活動などを通じ、積極的な関係づくりを積み重ね、連携強化に努めます。

また、主任介護支援専門員連絡会との共催で事例検討会等を行い、ケアマネジメント能力の向上を目指します。

3 介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防事業対象者の把握

関係機関との連携や日常の高齢者の生活実態把握などの活動、総合相談を通じて、早期に介護予防事業対象者を把握し、介護予防活動につなげていくよう努めます。

とくに、長引くコロナ禍で高齢者が外出を自粛し、生活不活発による健康への影響が課題となっていることから、支援が必要な高齢者を早期に発見し、適切な支援やセルフケアにつなげます。

(2) 総合事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施

総合事業対象者となった高齢者に対し、要介護状態とならないよう介護予防ケアマネジメントを実施します。

実施にあたっては、対象者の生活課題や能力、意欲、関心を的確に把握したうえで目標を定め、自立支援の視点でケアマネジメントを実施します

(3) 予防給付にかかる介護予防ケアマネジメントの実施

予防給付にかかる介護予防ケアマネジメントは、インフォーマルなサービスも含め、自立支援の視点でアプローチを行います。

利用者が介護保険制度を理解したうえで、主体的な取組が行えるようケアマネジメントを実施します。

4 権利擁護の取組の強化

(1) 成年後見制度の利用支援等

認知症高齢者が増加する中、日常生活上の金銭管理に支障をきたす場合も少なくありません。

個々の状況に応じて、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見センターと連携を図り、制度を活用しながら支援していきます。

(2) 高齢者虐待に関する啓発活動

高齢者虐待の防止やその概念が正しく認識されるように、講話やパンフレ

ット等を活用し、地域の方や関係者への啓発活動に取り組みます。

(3) 虐待の通報、早期発見連携体制の構築

高齢者支援センターは、地域の実態を把握し、虐待の早期発見に努め、問題解決にあたります。

高齢者虐待は、虐待が発見された時の初動体制が重要なことから、市への適時報告と協議を行い、素早い対応を図ります。

(4) 高齢者虐待防止のための連携

高齢者支援センターは、「北広島市高齢者虐待防止相談対応マニュアル(改訂版)」に基づき、地域の高齢者虐待の相談窓口として、支援体制の構築に向けたネットワークづくりを市と協働して取り組みます。

(5) 日常的なスキルアップ

成年後見制度の利用支援や高齢者虐待の相談支援などは、極めて高度な判断を要する事例が少なくないことから、職員は様々な事例に的確に対応できるよう、日常的にスキルアップに努めます。

5 認知症高齢者への支援の強化

(1) 認知症高齢者に対するケアマネジメント

認知症高齢者の増加に伴い、課題が多様化している中で、支援が困難なケースが多くなっています。

高齢者支援センターは、ケアマネジャーと医療機関と積極的に連携を図り、ケアマネジメントを行います。

(2) 認知症の正しい知識の普及啓発

認知症の正しい知識の普及と接し方を理解し、介護方法を知るための認知症サポートー養成講座などを活用し、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

(3) 早期発見及び早期対応

認知症初期集中支援チーム(医師及び医療と福祉の専門職で構成する支援部隊)のチーム員として、認知症が疑われる方やその家族に対して、早期に介入し、適切な支援に繋ぐよう努めます。

(4) 地域における見守り体制の充実

行政や医療・介護従事者だけではなく、地域全体で認知症の方や家族を見守り、支援していくことが求められています。

認知症カフェ等での関係機関との連携や相談体制については、地域ごとに検討しながら積極的に推進します。

(5) SOS ネットワークの周知啓発

行方不明となる認知症高齢者等を早期に発見するためには、市民や関係機関の協力を得ながら円滑な捜索が行えるよう、事業の周知と本人情報の登録支援、関係協力機関の拡大を図ります。

(6) 地域支え合いセンターとの連携

認知症の正しい理解を地域に啓発するとともに、地域での認知症高齢者の見守り体制や家族を含めた地域支え合い体制づくりのため、社会福祉協議会内にある「地域支え合いセンター」と連携して事業を進めます。

6 在宅医療・介護の連携推進

在宅医療・介護ニーズが高い高齢者の入退院時及び平時（通院等）において、医療や介護等の多職種が連携し、切れ目のない支援体制のための取組が進められています。

高齢者支援センターは、在宅医療・介護の関係機関や市民・家族の地域の窓口として、在宅医療と介護の相談に対応し、支援を行います。より充実を図るため、相談を担う在宅医療介護連携コーディネーターを段階的に配置し、対応します。

7 介護予防に関する事業及び介護する家族等への支援活動

(1) 介護予防の普及啓発

介護予防を地域に普及するため、地域のサークルなどの活動の場を活かし、フレイル予防等を意図した住民主体の通いの場を支援するとともに、機会を捉えて介護予防の必要性や効果の啓発に努めます。

(2) 介護者への支援

介護する家族等が、研修や情報交換を通じて、日常の介護への知識や工夫を習得しながら、孤立することなく介護が継続できるように支援します。

北海道でケアラー支援条例が制定されたことに伴い、ケアラー支援の必要性について理解を深めるとともに、家族介護者の意向を尊重し、必要な支援を行います。

8 市との連携強化

(1) 市との定例会議への参加

地域の高齢者の様々な課題を解決するため、高齢者支援センター職員は市

との定例会議に参加し、活動報告、重要事項の伝達、業務の相談などを行います。

(2) 市の関係部署との連携

高齢者支援センター業務は多岐にわたるため、高齢者に対するより円滑な支援を行えるように、行政の関係部署と連携を図ります。

また、地域のニーズに対して、市と連携し必要な社会資源の開発や関係機関同士の連携などの働きかけを行います。

なお、高齢者支援センターの業務に支障のある事項が生じた場合には、速やかに市と協議し解決に努めます。

(3) 高齢者支援センター全体のスキルアップ

高齢者支援センターは、高齢者の総合相談窓口であるとともに、地域における権利擁護やケアマネジャー支援の拠点でもあります。

相談やケアマネジメント技術の向上を図るため、市が定める研修計画（別紙参照）に基づき、各種研修会や講演会に積極的に参加し、各職員が学んだ知識・技術について、全職員へ伝達し、高齢者支援センター全体のスキルアップを図ります。

(4) 高齢者支援センター間の連携

高齢者支援センターの専門職が果たすべき役割を明確にし、専門職種ごとの会議や高齢者支援センター間での会議を適宜開催し、その検討結果を高齢者支援センターの活動にフィードバックし、円滑な運営や活動体制、市との連携を図ります。

(5) 地域包括支援センター運営協議会

高齢者支援センターの運営を、地域の関係者全体で協議、評価する場として、地域包括支援センター運営協議会が設置されています。

高齢者支援センターの運営にあたっては、地域包括支援センター運営協議会の意見を反映し、円滑で適正な運営を進めます。

9 公正・中立性の確保

市からの委託を受け、高齢者支援センター業務を行うことから、行政の一翼を担っており、その運営費用は介護保険料や国・道・市の公費で賄われていることを十分認識し、業務にあたっては公正・中立性の立場を保持します。

特に、介護予防ケアプラン作成を再委託する場合は、特定の事業所に集中することがないよう、同一の居宅介護支援事業所への占有率を50%以下とします。

10 個人情報の取扱い

高齢者支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うため、高齢者支援センターにおける各事業の実施にあたり、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るとともに、個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう努めます。

11 苦情対応

高齢者支援センターに対する苦情を受けた場合、迅速かつ適切に対応し、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組を検討するほか、必要に応じて速やかに市に報告し協力して解決します。

12 感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の拡大を防ぐため、市民・関係者への感染防止策及び職員への感染防止策等の必要な措置を講じます。

平時より新型コロナウイルス感染症だけでなく、その他の感染症対策の最新情報や感染症の動向を把握するほか、国・道・市及び関係団体等の通知や各種マニュアル等の情報収集に努めます。

高齢者支援センター内で感染症が発生した場合は、可能な限り電話等で相談が受けられる体制を取り、業務の緊急性、優先順位を検討、業務内容の調整を行い、高齢者支援センターでの対応が困難な場合は、市や他の高齢者支援センターと協力し、利用者に不利益がないよう対応します。

感染症の拡大期においては、対面での地域活動が制限される場面も想定されますが、その場合においても、電話や文書、オンライン会議等を通じて随時、状況の把握や課題整理、情報提供等に努め、可能な限り取組が継続されるよう柔軟に対応します。

13 非常災害発生時に備えた連絡体制の整備

非常災害時における対応については、市と高齢者支援センター、高齢者支援センター職員同士の連絡体制を整備し、情報共有を図ります。

また、平時より支援が必要な高齢者の把握を行い、非常災害時には市及び関係機関と連携を図り支援します。

14 業務継続に向けた取組

指定介護予防支援事業所として、連絡網の整備、優先業務の整理など事業運営の継続的な実施や非常体制で早期の運営再開を図るため、厚生労働省の示すガイドライン等を参考に事業継続計画（Business Continuity Plan）を策定するとともに、研修・訓練を実施します。

令和5年度 北広島市高齢者支援センター職員研修計画

1 目的

地域包括支援センター（以下、高齢者支援センターという。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。また、介護予防支援事業所としての機能も有している。

高齢者支援センターが、地域において求められる機能を十分に発揮するために、その役割に応じた各種研修会等に積極的に参加することで、高齢者支援センターの職員として必要な資質の向上を図る。

2 目標

3に示す各種研修会等に、職員は年2回以上参加する。

3 研修内容及び時期（回数）

- | | |
|--|---------|
| (1) 石狩管内地域包括支援センター連絡会議の研修（主催：石狩振興局） | 年 2 回 |
| (2) 高齢者虐待防止研修会（主催：市） | 年 1 回 |
| (3) 生活習慣病研修会（主催：市） | 年 2 回 |
| (4) 保健指導学習会（主催：市） | 年 3 回 |
| (5) 在宅医療介護連携推進協議会主催の専門職研修 | 年 1~2 回 |
| (6) 北広島市介護サービス連絡協議会、居宅・地域部会主催の研修会 | 年 4~5 回 |
| (7) 主任介護支援専門員連絡会主催の研修会や事例検討会 | 年 2 回 |
| (8) その他、業務に関連し、各職種の資質向上に資すると判断される研修会で、
市および関係団体から案内のあったもの | 随 時 |
| (9) 自立支援ケア会議の事例提供（主催：市） | 年 7 回 |

4 対象者

高齢者支援センターに属する三職種とプランナー

令和5年度 きた高齢者支援センター

予算

《収入》

費目	積算額(円)	内訳
委託料	23,981,000	
介護予防支援費	9,551,460	7,380円×77件、4,380円×2,040件、委託連携加算:3000円×16件
住宅改修理由書作成料	16,000	2,000円×8件
その他	31,000	
合計	33,579,460	

《支出》

費目	積算額(円)	備考
人件費	28,478,000	三職種(3人)、ケアプラン専任者(2.5人)・生活支援コーディネーター0.5人工 退職支出引資産支出532,000、福利厚生費58,000
研修費	6,000	
会議・研修負担金	20000	
車両賃借料(保険料含む)	673,000	車両賃借料
燃料費	160,000	車両ガソリン等
電話料金(固定加入電話)	132,000	固定電話、ファックス等
電話料金(携帯電話)	264,000	携帯電話、切手
消耗品費(コピー機使用料含む)	433,000	電気保安協会保守、複合機保守・賃借料、印刷製本費、消耗品等
支援センター協議会会費	30,000	市介護連絡協議会会費、社会福祉協議会会費等
保険料(活動)	4,000	レクレーション傷害保険
事務所賃貸料	480,000	
諸経費	593,000	燃料重油、電気料
保険料(施設分)	15,000	施設賠償責任保険
再委託料(居宅介護事業所への支払い)	1,277,320	4,380円×254件、7,380円×16件、委託連携加算3000円×16件 振込手数料11,990円
雑支出他	60,000	雑支出(業)、雑支出(務)
当期資金収支差額	954,140	
合計	33,579,460	

《介護予防ケアマネジメントの再委託分》

費目	積算額(円)	備考
再委託料(居宅介護事業所への支払い)	312,840	7,380円×65件、4,380円×3件、3000×2件

令和5年度 みなみ高齢者支援センター

予算

《収入》

費　　目	積算額(円)	内　　訳
委託料	38,625,000	
介護予防支援費	14,535,000	@4,380円×3,150件/年・@7,380×100件/年 (内再委託料 1,907,700円(@4,380×400件・@7,380×15件・@3,000×15件))
住宅改修理由書作成料	60,000	2,000円×30件
その他	5,000	預金利息他
繰り入れ額	0	
合　　計	53,225,000	

《支出》

費　　目	積算額(円)	備　　考
人件費	47,310,875	三職種(4人)、ケアプラン専任者(4人)、 在宅医療介護連携コーディネーター(1人) 生活支援コーディネーター(1人)、 健康診断料、共済会掛金、共済会出資金
研修費	職員市外研修旅費 200,000 会議・研修負担金 20,000	
その他活動費	車両賃借料(保険料含む) 600,000 燃料費 100,000 電話料金(固定加入電話) 570,000 電話料金(携帯電話)・通信費 280,000 消耗品費(コピー機使用料含む) 651,625 支援センター協議会会費他 30,000	車両リース料、保険料、駐車料金、車検整備費 ガソリン代 切手、はがき代 100,000円 備品等購入
諸経費	事務所賃貸料 784,800 光熱水費 240,000 保険料 50,000 その他 400,000	介護保険社会福祉事業者総合保険、業務災害保険 建物整備保守点検料・一般廃棄物処理料
その他	再委託料(居宅介護事業所への支払い) 1,937,700 その他 50,000 次期繰越額 0	再委託料 1,907,700円(@4,380×400件・@7,380×15件・@3,000×15件) 振込手数料 30,000円 慶弔費他
	合　　計	53,225,000

《介護予防ケアマネジメントの再委託分》

費　　目	積算額(円)	備　　考
再委託料(居宅介護事業所への支払い)	979,800	4,380円×200件・7,380円×10件・3,000円×10件

令和5年度 にし高齢者支援センター

予算

《収入》

費　　目	積算額(円)	内　　訳
委託料	25,632,000	
介護予防支援費	9,358,440	直営分予防支援費+ケアマネジメント費(7,380×53+4,380×1,755)+再委託予防支援費(10,380×9+4,380×271)
住宅改修理由書作成料	46,000	
その他	30,000	実習生受入費:30,000円
合　　計	35,066,440	

《支出》

費　　目	積算額(円)	備　　考
人件費	27,383,440	保健師(1人)、主任介護支援専門員(2人)、社会福祉士(2人)、介護支援専門員(1.5人)
研修費	職員市外研修旅費	20,000
	会議・研修負担金	150,000 ケアマネ更新研修 2名分
その他活動費	車両賃借料(保険料含む)	508,000 保険料、車両費
	燃料費	720,000 ガソリン代
	電話料金(固定加入電話)	384,000 固定電話
	電話料金(携帯電話)・通信費	120,000 携帯電話代、郵便代、切手代
	消耗品費(コピー機使用料含む)	624,000
	支援センター協議会会費他	47,000
	器機賃借料	240,000 コピー機リース料
諸経費	事務所賃貸料	1,068,000 事務所家賃
	光熱水費	624,000 水道料、電気料、ガス料金、灯油代
	保険料(施設分)	144,000
	除雪費	60,000
その他	再委託料(居宅介護事業所への支払い)	1,800,000
	紹介手数料	
	その他	定期代 200,000円 新聞代 65,000円 マット代 35,000円 予定納税10,000円 減価償却費264,000円 雑費 600,000円
合　　計	35,066,440	

《介護予防ケアマネジメントの再委託分》

費　　目	積算額(円)	備　　考
再委託料(居宅介護事業所への支払い)	664,680	

令和5年度

ひがし高齢者支援センター

予算

《収入》

費目	積算額(円)	内訳
委託料	21,407,000	
介護予防支援費	7,538,400	新規60件×7,380円=442,800円 継続1,620件×4,380円=7,095,600円
住宅改修理由書作成料	18,000	9件×2,000円
その他	90,000	実習生謝金
合計	29,053,400	

《支出》

費目	積算額(円)	備考
人件費	25,379,730	三職種3人、ケアプラン専任者1.5人、生活支援コーディネータ1人
研修費	職員市外研修旅費	24,000
	会議・研修負担金	
その他活動費	車両賃借料(保険料含む)	709,320 車両リース料・保険料を計上
	燃料費	120,000 車両ガソリン代
	電話料金(固定加入電話)	264,000
	電話料金(携帯電話)・通信費	216,000
	消耗品費(コピー機使用料含む)	360,000 事務用消耗品、備品消耗品、コピー使用料を計上
	支援センター協議会会費他	12,000 社会福祉協議会会費他計上
諸経費	事務所賃貸料	
	光熱水費	300,000 灯油代
	職員交通費	530,400
	印刷外注費	36,000 名刺、封筒印刷代
	その他経費	168,000 交際費、福利厚生費、租税公課、産業廃棄物代、図書費、支払手数料、雑費を計上
その他	再委託料(居宅介護事業所への支払い)	473,040 年間108件
	その他	
	繰越	460,910
合計	29,053,400	

《介護予防ケアマネジメントの再委託分》

費目	積算額(円)	備考
再委託料(居宅介護事業所への支払い)	350,880	新規6件×7,380円=44,280円 継続70件×4,380円=306,600円